別紙22

横浜国際センターの防災対策措置

目　次

１．　建築設計上の措置
(1) 用途
(2) 屋内避難階段及び屋外避難階段の設置
(3) 避難階
(4) 敷地と道路
(5) 防火対象物（消防法）
(6) 防火区画の設定
(7) 排煙設備の設置

２．　防災設備システム
(1) 消火設備
(2) 防災設備システム
1) 自動火災報知設備
2) 初期消火設備
3) 消防機関への通報設備
4) 非常放送設備
5) 非常用の照明設備及び避難誘導灯
6) 避難指令の方法

３．　排煙及び消防活動用設備
(1) 排煙設備
(2) 屋内消火栓
(3) 連結送水管設備
(4) 連結散水設備
(5) 泡消火設備
(6) 消火器具
(7) 特殊ガス消火設備
(8) 非常コンセント設備

４．　管理・運営
(1) 守衛室（中央監視室）の機能
1) 守衛室（中央監視室）の位置
2) 管理・運営
3) 防災監視盤における監視制御機能
(2) 防災設備の維持管理
1) 防災管理体制の確立
2) 防災設備の維持・管理
3) 避難・消火訓練の実施
4) 火災予防上の管理
5) 建築基準法第１２条による定期報告
6) 建築基準法第８条による維持保全計画

横浜国際センター防災対策措置

1. 建築設計上の措置

（1） 用途

当センターの主要用途は「複合施設」であり、「宿泊施設」「展示施設」「駐車施設」を有する。

（2） 屋内避難階段及び屋外避難階段の設置

4階から8階の研修・宿泊部分には、屋内避難階段1か所と屋外避難階段1か所を設置し、それぞれの2方向避難が可能になっている（別添4階、5～8階平面図参照）。

特に、宿泊室内からの2方向避難を考慮し、避難廊下に加え避難バルコニーを設け避難器具（6～8階：避難タラップ、5階：緩降機）又は屋外避難階段にて避難できるようになっている。

2階や3階など研修員以外の一般利用もある部分（展示室等）には、屋内避難階段1か所、専用の屋内避難用階段2か所、専用の屋外避難用階段2か所を設置し、それぞれの2方向避難が可能である。（別添2階、3階平面図参照）

地階については、専用の屋内避難用階段3か所を設置し、体育館、駐車場のそれぞれから2方向避難が可能である。（別添1階、地下1階平面図参照）

（3） 避難階

避難階は1階とする。但し2階ペデストリアンデッキ（サークルウォークと接続）への避難も考慮し誘導灯を設置している。

（4） 敷地と道路

敷地と周辺道路の関係は別紙建物配置図に示す通りであり、敷地内への車の出入口は東側道路（巾員28m）と北側道路（巾員18m）に設けられる。

（5） 防火対象物（消防法）

本建物は、消防法施行令による防火対象物別表16項（イ）（駐車場：13項イ+B1F～4F研修所：15項+5F宿泊室：5項イ+6～8F宿泊室：5項ロ）の扱いとなっている。

（6） 防火区画の設定

層間区画（水平区画）を原則とし、全施設 1500 ㎡以内毎に防火区画を設定している。

低層部の吹き抜けについては、各階ごとに防火シャッターによる区画を行う。

一般開放の展示室や地下駐車場では、用途の異なる部分との間に防火区画を設置している。

厨房（配膳室・従業員食堂・前室）を他の部分と防火区画している。

宿泊室間（3室かつ100㎡以下）及び廊下側を耐火構造壁としている。

（7） 排煙設備の設置

火災時の排煙については、基本的には各階ごとに自然排煙を行う。

中廊下等排煙窓を設けることのできない室、また展示室は将来の展示替えにフレキシブルに

対応できるように機械排煙設備を設置している。

100 ㎡以下の居室で排煙窓の設けられないものについては、建築基準法告示に従い、内装制限を行っている。

原則として廊下及び主要室間仕切りは下地材を含め不燃材・準不燃材を使用している。

2. 防災設備システム

（1） 消火設備

消防法に準拠し、次の消火設備を設置している。

① 屋内消火栓設備（1号）
② 連結送水管設備
③ 連結散水栓設備
④ 泡消火設備
⑤ 消火器具
⑥ 特殊ガス消火設備（展示室収蔵庫）

※消火設備の設置状況については、別表「防災設備機器一覧表」参照。

（2） 防災設備システム

1） 自動火災報知設備（感知・通報設備）

① 早期に火災発生を感知するために煙感知機を設置している。
② 感知表示は守衛室（中央監視室）内の防炎盤に警戒区域ごとに表示される。
③ 厨房等煙感知器の設置が不適当な部分には熱感知器を設置している。

2） 初期消火設備

初期消火設備として屋内消火栓設備を各階に設置している。

3） 消防機関への通報設備

守衛室（中央監視室）に火災報知機を設置し、消防機関へ通報できるようになっている。

4） 非常放送設備

① 自動火災報知設備等による情報を判断し、適切な避難誘導放送を行なうため、非常放送設備を各階ごとに設置し、まず出火階・直上階への放送を行ない、次に延焼の恐れが認められれば上階又は下階の選択ボタンを操作することにより、選択的に非常放送を行なうことができるようになっている。
② また、選択ボタンの操作で広範囲にも放送できる。
③ 非常放送設備は、自動火災報知設備と連動して、音声警報メッセージを放送することができる。

5） 非常用の照明装置及び避難誘導灯

① 停電時の避難を容易にするために、非常用の照明装置を設置している。
② 避難口又は避難口に至るルートを明確にする誘導灯を設置している。
③ 非常用の照明装置は電源別置型器具とし、予備電源は蓄電池設備と自家用発電気との併用方式となっている。
④ 誘導灯は電池内蔵型器具とし、高輝度誘導灯を主体としている。

6) 避難指令の方法

非常放送により避難誘導することになるが、その誘導については、出火階、出火場所を確認して平常時の避難訓練に基づく誘導を行う必要がある。

3. 排煙及び消防活動用設備

(1) 排煙設備

各展示室、2階図書資料室、3階ラウンジ、共用廊下等に機械排煙設備を設置している。

(2) 屋内消火栓

初期消火用として屋内消火栓を各階に設置している。

(3) 連結送水管

屋外(北側駐車場入口付近)に送水口を設け、屋外階段(6)内(3階以上)及び屋上に放水口が設置されている。

(4) 連結散水設備

屋外(北側駐車場入口付近)に送水口を設け地階体育館天井に散水口が設置されている。

(5) 泡消火設備

地階駐車場に設置されている。火災発生時、一斉開放弁(手動式)が作動し、泡消火口から発泡し消火を行う。

(6) 消火器具

粉末(ABC)消火器10型(一般部)、大型粉末消火器(地階電機室)及び移動式粉末消火器(1階車寄せ・ペデストリアンデッキピロティ部)が設置されている。

(7) 特殊ガス消火設備

2階一般収蔵庫及び写真特殊収蔵庫に不活性ガス(イナージェンガス)消火設備を設置している。

火災発生時、警報設備が作動した後、自動警報放送により当該室内からの避難を促し、一定時間経過後消火ガスが放出される。

イナージェンガスは特定ハロンガスには含まれない。また短時間であれば吸引しても人体に

害はない。

(8) 非常コンセント設備

消防隊が有効に消火活動を行なえるように、階段(3)の地階部分に非常コンセントが設置されている。

4. 管理・運営

(1) 守衛室(中央監視室)の機能

1) 守衛室(中央監視室)の位置

- 守衛室(中央監視室)は1階(避難階)にあり、消防隊は外部から容易に進入できる。
- 守衛室(中央監視室)は耐火構造壁としている。

2) 管理・運営

- 建築設備の中央監視設備を併設し、空調機停止等集中監視制御を行なう。
- 常時複数の係員を交代制で24時間体制で常駐させ、防災監視盤による適切な監視制御と現地確認を分担する。
- 防災活動の指揮本部は、中央管理室となり、避難誘導及び消火活動の支援を行なう。

3) 防災監視盤における監視制御機能

- 防災監視における監視制御機能については、別紙「防災監視盤における監視制御機能一覧」のとおりである。

(2) 防災設備の維持管理

建物に設置した各種防災設備の機能を有効に働かせ、非常時の避難を円滑に行うために、火災予防の体制を普段から整えておくことが必要となる。そのために、以下の措置を講ずるものとする。

1) 防災管理体制の確立

防災対策本部を設置するとともに防火管理者(センター総務課長)の下で、火元責任者、通報係、避難誘導係、搬出係、初期消火係等を組織する。防火管理は守衛室(中央監視室)にて24時間常駐とする。

2) 防災設備の維持・管理

防火戸・消火器等の各種防火設備・消火設備について、常時適法かつ正常に作動する状態を維持するために、各法の定めるところにより定期点検を行なうものとする。防火区画シャッターについては、閉鎖障害の起きないように管理面での指導を行なう。

3) 避難・消火訓練の実施

避難・通報消火等火災発見より消防隊消火までの一連の総合訓練を行なうものとする。

4） 火災予防上の管理

火気取扱い機器の定期点検・書類等可燃物の整理・清掃状況の点検を行なう。消防用設備の点検期間・方法については、別紙「消防用設備等の点検期間・方法」による。

5） 建築基準法第12条による定期報告

建築物を定期的に点検調査し、横浜市へ報告する。

建築物については3年毎、建築設備については毎年。

6） 建築基準法第8条による維持保全計画書

建築物や建築設備のライフサイクルに合わせ、常時適法な状態を保ち、防災設備が有効に機能することができるよう維持保全計画書を作成する。

別紙 1. 建物配置図

2. 防災設備システム
3. 防災設備の作動手順
4. 防災設備機器一覧表
5. 床・壁・天井の不燃材
6. 防災監視盤における監視制御機能一覧
7. 消防用設備の点検期間・方法

別添1

——— :防火区画

— — — :避難経路

別添２．防災設備システム

別添3．防災設備の作動手順

防災監視盤
自動火災報知
非常放送
自然排煙口
機械排煙口
特殊ガス消火
可動排煙垂れ壁
防火、防煙ダンパー
防火シャッター
防火戸
空調機給排気ファン
屋内消火栓

火災発生
感知器作動
人間発見
温度ヒューズ

火災発生受信及び確認回路
防煙区画組合せおよび指令回路
感知器連動回路
自動警報放送
遠方制御回路
確認回路
指令回路
起動確認回路

自動連動回路
遠方確認回路
動作確認回路
関連設備連動回路
関連設備起動確認信号

手動開放装置
排煙口開放
消火ガス放出
手動降下装置
防煙壁降下
ダンパー閉鎖
シャッター降下装置
シャッター降下
防火戸閉鎖装置
防火戸閉
バルブ開放
圧力スイッチアラーム弁作動
消火ポンプ起動
ファン停止
停止確認
警報発報
放送階指令
放送指令釦
誘導放送

------ 人的操作
—— 自動操作

c．防災設備機器一覧表

階	室　名	補助散水栓	厨房フードダクト消火	自動火災報知設備	誘導灯	非常放送	連結送水管（3F以上）	消火器（備品）	自然排煙又は区画	非常照明	非常通報	機械排煙	備　考
1	広報センター	○		○	○	○		○	○	○		○	
	フロント事務室	○		○		○		○	○	○	○		
	エントランスホール	○		○	○	○		○	○	○			
	事務室	○		○		○		○	○	○			
	所長室	○		○		○		○	○	○			
	会議室	○		○		○		○	○	○			
1～	トライアングルプラザ												
2	展示室												
	収蔵庫												
	移住資料室												
	談話室												
	エントランス												
	図書資料室	○		○	○	○		○	○	○		○	
3	食堂	○	○	○	○	○		○	○	○			
	セミナールーム	○		○		○	○	○	○	○			
	和室	○		○		○	○	○	○	○			
3～	ラウンジ	○		○	○	○	○	○		○			
4	ブリーフィングルーム	○		○	○	○		○	○	○			
	オリエンテーションルーム	○		○		○		○	○	○			
	パソコン室	○		○		○		○	○	○			
	日本語教室	○		○		○		○	○	○			
	オーディオ・ビデオルーム	○		○		○	○	○	○	○			
5～8	宿泊室	○		○		○	○	○	○	○			
B1	体育館兼講堂	○		○	○	○		○	○	○			
	駐車場												

3. 防災設備の作動手順

防災監視盤
自動火災報知
非常放送
自然排煙口
機械排煙口
特殊ガス消火
可動排煙
垂れ壁
防火、防煙
ダンパー
防火
シャッター
防火戸
空調機
給排気ファン
屋内消火栓
火災発生
感知器作動
人間発見
温度ヒューズ
火災発生受信
及び確認回路
防煙区画組合せ
および指令回路
感知器連動回路
遠方制御回路
確認回路
指令回路
起動確認回路
自動連動回路
遠方確認回路
動作確認回路
関連設備連動回路
関連設備起動確認信号
自動警報放送
手動開放
装置
手動降下
装置
シャッター
降下装置
防火戸
閉鎖装置
バルブ開放
圧力スイッチ
アラーム弁作動
排煙口開放
消火ガス放出
防煙壁降下
ダンパー
閉鎖
シャッター
降下
防火戸閉
消火ポンプ
起動
警報発報
放送階指令
放送指令卸
誘導放送
ファン停止
停止確認
人的操作
自動操作

別添5. 床・壁・天井の不燃材

層	室名	床	壁	天井	*床及び腰壁を除く
5～8階	宿泊室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	石膏ボード+クロス	準不燃
	ラウンジ	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	廊下	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
4階	ブリーフィングルーム	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	オリエンテーションルーム	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	同通ブース・調整室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	不燃
	セミナー室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	パソコン室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	日本語教室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	研修監理員室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	講師室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下・ラウンジ	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
3階	ﾗｳﾝｼﾞ・ﾋﾞﾘﾔｰﾄﾞﾙｰﾑ・売店	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	食堂	フローリング	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	厨房・配膳室	塗床・ビニルシート	石膏ボード+塗装	硅カル板+塗装	不燃
	従業員食堂	ビニルシート	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	不燃
	更衣室(1)(2)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	健康相談室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	和室	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ・畳・花崗岩	石膏ボード+クロス	化粧石膏ボード	難燃
	インターネットルーム	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	ビデオルーム	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	オーディオルーム	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	事務室(国際協力連絡室)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(1)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(2)(4)・ホール	フローリング	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(3)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
2階	移住資料館(常設展示室)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	ｸﾞﾘｯﾄﾞ天井・岩綿吸音板	準不燃
	(企画展示室)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版・ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ	準不燃
	展示前室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	タイル	岩綿吸音版	不燃
	一般収蔵庫	フローリング	調湿板	調湿板	制限なし
	写真特殊収蔵庫	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	調湿板	調湿板	制限なし
	作業室	ビニルシート	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	情報処理室・写真室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	不燃
	更衣室(1)(2)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	事務室(海外日系人協会)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	研究室(1)(2)(3)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	移住資料室	フローリング	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	図書資料室	フローリング	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	日系社会情報ｺｰﾅｰ・談話ｺｰﾅｰ	フローリング	タイル	岩綿吸音版	準不燃
	2Fｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ	花崗岩	タイル	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(1)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(2)・ホール	フローリング	タイル	岩綿吸音版	準不燃

1階	所長室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	事務室(JICA)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	更衣室(1)(2)(3)(4)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	会議室1	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	不燃
	会議室4	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス・ 腰壁化粧硅カル板	岩綿吸音版	準不燃
	会議室2、3	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	ﾄﾗｲｱﾝｸﾞﾙﾌﾟﾗｻﾞ・ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ	花崗岩・タイル	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	jICAプラザ	花崗岩・タイル	タイル	岩綿吸音版	準不燃
	中央監視室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	運転手控室	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	休憩室・宿直室	ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ・畳	石膏ボード+塗装・クロス	化粧石膏ボード	準不燃
	体育館ホール(ジム)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	制限なし
地下1階	体育館	フローリング	化粧複合板	岩綿吸音版	制限なし
	駐車場	塗床	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し	グラスウール	準不燃
	ゴミ置場	塗床	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し	準不燃
	機械室・電気室	塗床	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し	グラスウール	準不燃
その他	屋内階段(1)	花崗岩・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	タイル・塗装	石膏ボード・塗装	準不燃
	屋内階段(2)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音板	準不燃
	屋内階段(3)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	石膏ボード・塗装	準不燃
	屋内階段(4)	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	石膏ボード+塗装	石膏ボード・塗装	不燃
	倉庫	塗床・ビニルタイル	塗装・素地	化粧石膏ボード・素地	準不燃
	1・2階トイレ	花崗岩	大理石	岩綿吸音板	準不燃
	3・4階トイレ	ビニルシート	化粧硅カル板	岩綿吸音板	準不燃

別添４．防災設備機器一覧表

建物概要				初期消火				警報・通報			避難誘導				本格消化			その他設備		
階	主要用途	床面積	無窓居室	消火器	泡消火設備	屋内消化栓設備	特殊ガス消火設備	自動火災報知設備	移動式粉末消火設備	非常放送設備	非難器具	誘導等	屋内避難階段	屋外避難階段	連結散水栓設備	連結送水管設備	非常コンセント設備	非常用電源設備	機械排煙設備	防火戸・シャッター
5～8	宿泊施設	2,730.08		○		○		○		◎	○		○	○		○		○		○
5～8	共用部分	996.24		○		○		○		○		○	○	○		○				○
4	研修施設	1,229.39		○		○		○		○		○	○	○		○		○		○
4	共用部分	432.19		○		○		○		○		○	○	○		○				○
3	食堂・厨房	487.85		○		○		○		○		○	○	○		○		○		○
3	食品庫・従業員室	124.49		○		○		○		○			○	○		○				○
3	厚生施設	435.64		○		○		○		○		○	○	○		○		○	○	○
3	機械室	109.00		○		○		○		◎						○				○
3	事務室 （国際協力連絡室）	103.63		○		○		○		○			○	○		○				○
3	共用部分	625.88		○		○		○		○		○	○	○		○		○		○
2	移住資料館展示室	1,024.88	○	○		○		○		○		○	○	○				○	○	○
2	展示収蔵庫	553.28		○		○	○	○		○		○						○		○
2	図書資料室	210.33		○		○		○		○		○	○	○					○	○
2	事務室他	608.40		○		○		○		○		○	○	○				○		
2	玄関ロビー	277.70		○		○		○		○		○	○	○						○
2	共用部分	1,191.35		○		○		○		○		○	○	○					○	○

1	トライアングルプラザ	215.70		○		○		○		○		○						○		○
1	管理事務室他	753.63		○		○		○		○		○						○		
1	サービス施設	174.03		○		○		○		○		○								○
1	玄関ロビー	218.14		○		○		○		○		○								○
1	共用部分	939.19		○		○		○		○		○							○	○
B1	体育館	899.25		○		○		○		○	○	○	○		○		○	○		○
B1	駐車場	1,691.61	○	○	○	○		○		○		○	○				○	○		○
B1	機械室他	391.02		○		○		○	○	○		○			△		○	○		○
B1	電気室、発電室	270.00		○		○	○	○		○		○			△		○	○		○
	合計	16,084.50																		
中央監視盤		監視			○	○	○	○	○	○								○	○	
		制御								○										
備考：設置等の凡例　○：設置義務　◎：任意設置　△：面積区分により免除																				

別添６．防災監視盤における監視制御機能一覧

設備項目		主な機能		
		監視（表示）		制御（操作）
		警報	運転動作確認	
警報設備	自動火災報知設備 非常放送設備 消防機関への通報設備	○区域別 ○選別	 ○確認	 ○階別、区域別 ○通報（非常通報装置）
消火設備	屋内消火栓設備	○故障 ○呼水槽減水	○ポンプ始動	
	泡消火設備	○故障 ○呼水槽減水	○ポンプ始動	
	特殊ガス消火設備	○警報 ○電路異常	○起動表示 ○放出	○弁閉鎖
防火排煙設備	防火防煙戸 防火防煙シャッター		○作動 ○作動	○閉鎖 ○閉鎖
	排煙口（機械排煙） 排煙ファン		○開放 ○ファン起動	○開放 ○ファン起動
他	空気調和設備 給気ファン 排気ファン 自家発電設備 受変電設備	 ○故障 ○故障	○停止 ○停止 ○停止 ○起動表示 ○安全装置の状態表示	○起動・停止 ○起動・停止 ○起動・停止

これらの機能を充分に発揮させるために、防災監視盤に「ガイダンス（取扱説明書を含む）」を装備し、かつ火災の進行状況の経緯を表示する印字装置をもうける。

別添７．消防用設備の点検期間・方法

消防用設備等の種類		点検の内容及び方法				点検の期間
		総合点検	作動点検	機能点検	外観点検	
消火器具・消防機関に通報する火災報知設備・誘導灯・誘導標識・非常コンセント設備				○	○	６ヶ月
自動火災報知設備・非常警報器具及び設備・排煙設備				○	○	６ヶ月
連結送水設備・連結散水設備・泡消火屋内消火栓設備・特殊ガス消火設備		○				１年
非常電源（配線の部分を除く）	蓄電池設備			○	○	６ヶ月
	蓄電池設備	○				１年
	自家発電設備		○	○	○	６ヶ月
	自家発電設備	○				１年
配線		○				１年

・外観点検　消防用設備等の機器の適正な配置・損傷等の有無・その他主として外観から判断できる事項を定められた定期基準により確認する。

・機能点検　消防設備等の機器の機能について、外観または簡易な操作により判別できる事項を定められた基準により確認する。

・作動点検　消防用設備等に付置される非常電源（自家発電設備）の正常な作動を基準により確認する。

・総合点検　消防用設備等の全部又は一部を作動させ又は当該設備等を使用することにより設備の総合的な機能を定められた基準により確認する。

上記内容は、1年毎に所轄消防署長に報告を行う。